

算定の基本(手術通則 11 より)

手術の費用は手術にあたっての表面麻酔 (OA)・浸潤麻酔 (浸麻) の費用を含む。  
 ただし麻酔にあたって使用した薬剤の費用は別に厚生労働大臣の定めるところにより算定できる。

- ◆手術にあたり浸麻料 (30 点) は従来通り算定できないが麻酔薬剤料のみが算定できる。
- ◆算定できる麻酔薬剤料には表面麻酔薬剤 (OA) も含まれる。
- ◆麻酔薬剤料の算定方法

・使用薬剤の合計金額が 15 円を超える場合

$$\text{請求点数} = \frac{\text{合計薬価} - 15 \text{ 円}}{10 \text{ 円}} + 1 \text{ (端数は切り上げ)}$$

・合計薬価が 15 円以下の場合には算定なし



◆表面麻酔 (OA) は伝麻・浸麻の刺入点に用いた場合麻酔薬剤料 (24 円) を額単位で算定する。

※ (注意点) 浸麻は対象部位の位置によって術野の数が増減し、薬剤料に影響する。

★表面麻酔 (OA) と麻酔薬剤 (Ct) ★

	1 術野 (片顎)		2 術野 (上下顎)	
	OA (2.4) × 1		OA (2.4) × 2	
	Ct × 1	Ct × 2	Ct × 1	Ct × 2
OA+オーラ注 Ct1.8ml (7.8)	10	18	13	20
OA+キシロカイン Ct1.8ml (8)	10	18	13	21
OA+キシレステシン A 注射液 Ct1.8ml (8)	10	18	13	21
OA+シタネストーオクタプレシン Ct 1.8ml (7.2)	10	17	12	19

## A

- ・ 1術野（片顎）に対し Ct 1 本を使用 . . . . . OA + Ct

OA + キシロカイン Ct 1 本

$$24 \text{ 円} + 80 \text{ 円} = 104 \text{ 円}$$

$$\frac{104 \text{ 円} - 15 \text{ 円}}{10 \text{ 円}} + 1 = 9.9 \longrightarrow 10 \text{ 点}$$

- ・ 1術野（片顎）に対し Ct 2 本を使用 . . . . . OA + 2 Ct

OA + キシロカイン Ct 2 本

$$24 \text{ 円} + 80 \text{ 円} \times 2 = 184 \text{ 円}$$

$$\frac{184 \text{ 円} - 15 \text{ 円}}{10 \text{ 円}} + 1 = 17.9 \longrightarrow 18 \text{ 点}$$

## B

- ・ 2術野（上下顎）に対し Ct 1 本を使用 . . . . . 2 (OA) + Ct

2 (OA) + キシロカイン Ct 1 本

$$24 \text{ 円} \times 2 + 80 \text{ 円} = 128 \text{ 円}$$

$$\frac{128 \text{ 円} - 15 \text{ 円}}{10 \text{ 円}} + 1 = 12.3 \longrightarrow 13 \text{ 点}$$

- ・ 2術野（上下顎）に対し Ct 2 本を使用 . . . . . 2 (OA) + 2 Ct

2 (OA) + キシロカイン Ct 2 本

$$24 \text{ 円} \times 2 + 80 \text{ 円} \times 2 = 208 \text{ 円}$$

$$\frac{208 \text{ 円} - 15 \text{ 円}}{10 \text{ 円}} + 1 = 20.3 \longrightarrow 21 \text{ 点}$$